自治会・町内会等の法人化について

―認可地縁団体設立の手引き―

（令和８年１０月１日改訂版）

【問合せ先】

佐倉市役所 自治人権推進課 市民活動推進班

TEL：043-484-6127 / FAX：043-484-1677

メール：jichijinken@city.sakura.lg.jp

目　次

Ⅰ．認可地縁団体とは

１　自治会・町内会等の法人化とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
２　地方自治法の条文・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
３　法人化制度の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
４　認可申請できる団体・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
５　認可の要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

Ⅱ．認可申請手続き

１　地縁団体の認可までの手続きの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
２　認可申請に必要な書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
３　申請にあたっての注意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
４　認可・告示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

Ⅲ．認可後の地縁団体について

１　認可地縁団体の印鑑登録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
２　各種証明書の発行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
３　不動産登記・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
４　税の申告について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
５　各種課税関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
６　告示された事項に変更があった場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
７　規約に変更があった場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
８　財産目録・構成員名簿の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
９　通常総会の開催・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
10 総会の開催省略について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
11 地縁団体の留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

Ⅳ．認可の取り消しと解散

１　認可の取り消し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
２　解散・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

Ⅴ．認可地縁団体の合併

１　総会の決議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
２　認可の申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
３　合併後の地縁団体の認可・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
４　合併に係る債権者保護手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
５　債権者保護手続終了の届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
６　合併の告示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

Ⅵ．認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例

１　認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例とは・・・・・・・ 21
２　公告申請（特例適用申請）の要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
３　手続きの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
４　公告申請時の提出書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
５　公告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
６　公告に対して異議を述べる者が現れなかった場合の手続き・・・・・ 25
７　公告に対して異議を述べる者が現れた場合の手続き・・・・・・・・ 25

Ⅶ．参考例・様式集

１　規約作成例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
２　総会議事録作成例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
３　財産目録作成例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
４　申請書等の様式
　①　認可申請書（要領様式第１号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・42
　②　構成員名簿（要領様式第２号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・43
　③　当初認可申請時承諾書（要領様式第５号）・・・・・・・・・・・・44
　④　代表者の職務執行停止の有無、職務代行者選任の有無
　　（要領様式第６号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
　⑤　代理人の有無（要領様式第７号）・・・・・・・・・・・・・・・・・46
　⑥　区域内の人口及び世帯数（要領様式第８号）・・・・・・・・・・・47
　⑦　証明書交付請求書（要領様式第１３号）・・・・・・・・・・・・・48
　⑧　告示事項変更届出書（要領様式第 15 号）・・・・・・・・・・・・49
　⑨　代表者変更（再任）時承諾書（要領様式第１５号の２）・・・・・・ 50

⑩　規約変更認可申請書（要領様式第１７号）・・・・・・・・・・・・・51
⑪　認可地縁団体解散届出書（要領様式第２１号）・・・・・・・・・・・52
⑫　残余財産処分認可申請書（要領様式第２１号の２）・・・・・・・・・53
⑬　財産目録（要領様式第２１号の３）・・・・・・・・・・・・・・・・54
⑭　残余財産処分方法書（要領様式第２１号の４）・・・・・・・・・・・55
⑮　同意書（要領様式第２１号の５）・・・・・・・・・・・・・・・・・56
⑯　認可地縁団体清算結了届出書（要領様式第２２号）・・・・・・・・・57
⑰　認可申請書（要領様式第２３号）・・・・・・・・・・・・・・・・・58
⑱　合併に係る債権者保護手続終了届出書（要領様式第２６号）・・・・60
⑲　認可地縁団体印鑑登録申請書（条例施行規則様式第１号）・・・・・61
⑳　認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書
　（条例施行規則様式第３号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・62
㉑　認可地縁団体印鑑登録廃止申請書（条例施行規則様式第５号）・・・63
㉒　所有不動産の登記移転等に係る公告申請書
　（登記特例要領様式第１号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・64
㉓　申請不動産の登記移転等に係る異議申出書
　（登記特例要領様式第２号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・65

Ⅷ．参考法令

地方自治法（法）・地方自治法施行規則（省令）・・・・・・・・・・・66

Ⅰ．認可地縁団体とは

１　自治会・町内会等の法人化とは

いわゆる自治会・町内会等（以下、自治会等といいます。）は、地方自治法上**「地縁による団体」**と呼ばれます。この地縁による団体の認可制度は、不動産を保有又は保有を予定している自治会・町内会等に法人格を認め、法人名義で不動産登記等を可能にする趣旨で、平成３年４月２日の地方自治法の改正により創設された制度です。

さらに、令和３年１１月２６日の地方自治法の改正により、不動産登記等を前提としないものに見直され、不動産等の保有の有無に関わらず、市長の認可を受けることにより、法人格を取得し、法律上の権利義務の主体となることができるようになりました。

市長の認可により法人格はありますが、株式会社やＮＰＯ法人などとは異なり、法務局への法人登記はできません。法人化に係る手続は、市へ行っていただくことになります。法人化された地縁による団体を「認可地縁団体」といいます。

２　地方自治法の条文【第２６０条の２第１項】

【令和３年１１月２６日改正後】

町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

※　改正前（平成３年４月２日～令和３年１１月２５日）

町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

３　法人格取得の効果

地縁による団体を法人化することで、法人名義での不動産等の資産登記・登録手続ができるほか、様々な契約や取引などの法律行為を法人名義で行うことができ、会員個人に財産や法的責任が帰属することによるトラブルの回避、対外的信用の獲得といった恩恵を受けることができます。

その一方で、地方自治法の規定に従い義務も生じますので、以下の法人格取得のメリット及び法人格取得後の義務を確認したうえで、法人格取得の是非を検討してください。

（１）法人格取得のメリット

① 法律上の「任意団体」であるときに比べて「法人」であることから、活動や組織に対する信頼性、信用性が向上します。

② 法律行為の主体として、法人名義でさまざまな契約行為や取引、財産の取得、管理、登記などが行えるようになります。

③ 会員個人に万が一のことがあっても、法人として保有している財産や活動はそのまま法人に継続されます。

④ 実質的に地縁による団体が占有している不動産であって、登記名義人やその相続人の一部の所在が知れず、すべての方からの同意が得られない場合に、市長に申請して市長が一定期間公告することで、法人名義で所有権の移転登記ができる特例制度があります。

（２）法人格取得後の義務

① 年１回の通常総会の開催が義務となります。

② 毎事業年度終了の時（新事業年度開始３か月以内）に財産目録を作成し、法人の主たる事務所に備え付けなければなりません。

③ 常に最新の構成員名簿に更新し、法人の主たる事務所に備え付けなければなりません。

④ 特定の政党のために利用するような政治活動が禁止されます。

⑤ 納税の義務が明確化されることから、市税・県税・国税が課税されますので、収益事業を行わない場合は、減免申請手続等を行う必要があります。

⑥ 認可地縁団体の事務は、規約であらかじめ委任されている事項以外は総会の議決が必要になり、手続に時間と手間がかかります。

⑦ 代表者の変更、主たる事務所の変更、規約の変更などの際には、その都度市長へ届出や認可申請を行う必要があり、市長による告示や認可がなければ効力が発生しません。

⑧ 破産手続開始の申立てを怠ったり、債権者への公告を怠ったりすると５０万円以下の過料に処される場合があります。

⑨ 認可地縁団体の告示事項証明書（法人登記に代わるもの）は、関係者に限らず誰でも取得できるため、歴代の代表者の氏名や住所が公にされます。

４ 認可申請できる団体

（１）申請できる地縁による団体は、町または字の区域その他市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体です。

（２）認可の対象は、自治会等の一定の区域に住所を有するという「地域のつながり」に基づいて組織された地縁による団体に限られ、スポーツ同好会のように特定の目的の活動を行う団体や、構成員に区域内に住所を有すること以外に特定の属性（例えば、性別や年齢など）を必要とする団体は除きます。

５　認可の要件（４項目）

（1）目的

その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。

※「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動」とは、自治会等が現に行っている次のような活動を総称するもので、特段これまでと異なった活動を念頭においているものではありません。

・回覧板、会報等での住民相互の連絡　／・集会所の維持管理
・清掃及び美化活動　／・市に対する要望等　／・慶弔
・盆踊り、お祭り、敬老会等の行事　／・街路灯の設置、維持管理
・防災、防犯活動　／・レクリエーション活動等

※団体の目的が、スポーツ活動や芸術活動のみ、といったように、活動内容が特定分野のみである場合は、**「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動」**とは解されません。

※「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的」としているかは、自治会等の規約に掲げている目的により判断します。

※「現にその活動を行っていると認められること」は、自治会等の活動を示す書類等（☛７ページ（５）参照）により確認します。

（2）区域

その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

※ 区域は、その自治会等の構成員のみならず市内のその他の住民にとって容易に認識できる区域であることが必要です。

※ 区域の表示は、町・字・地番又は住居表示が考えられます。

※ 区域は、その自治会等が相当の期間にわたって存続している区域の現況によります。

①**「相当の期間」**とは、一般的には、認可申請を行う団体が、その区域において安定的に存在していると認められる期間をいい、具体的には、2年以上とします。従って、新設の団体は、その存続が２年に満たないものであれば、認可の対象とはなりません。

②区域は、現に存在している団体の区域の現況によります。決して新たな区域の設定・変更につながるものではありません。

③団体が、客観的にも実質的にも存在しているという実態が、権利能力付与の前提です。

※ 区域が、他の自治会等の区域と重複する場合は、十分に調整して下さい。

（3）構成員

その区域に住所を有するすべての個人は、構成員になることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

※ 構成員は、「区域に住所を有する個人」で、区域に住所を有すること以外には、年齢・性別・国籍等の条件は付けられません。

※ 区域外に住所を有する個人は、構成員とすることはできません。

※ 構成員は、区域内に住所を有する**「自然人たる個人」**に限られます。ただし、区域内に住所を有する法人や組合等の団体を、その自治会等の意思決定に参加することのできない賛助会員等とすることは構いません。

※ 構成員を「世帯」とすることは認められません。

※ 自治会等を構成員とする「自治会等の連合体」もこの要件を満たすものとは言えません。ただし、自治会等の連合体と称していても、個人を構成員とするものであれば構いません。

※「その相当数の者が現に構成員となっていること」について、**この「相当数」とは、その区域の全住民の過半数をいいます。**

※「現に構成員となっていること」は、構成員の住所が記載された構成員名簿により確認します。

（4）規約

次に掲げる事項が定められている規約が必要です。それ以外の事項が記載されていても構いません。また、規約の名称は、「規約」「会則」「規程」等、特に制限がありません。

① 目的

「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うこと」が目的である旨を記載するもので、特定の活動のみを目的とするような記載は認められません。

② 名称

地方自治法上は、何らの制約もありません。ただし、他の法令において名称独占規定がある場合は、それに従う必要があります。また、既存の法人と誤認される恐れのある名称は、使用しないでください。

③ 区域

字名（町名）、地番、住居番号で表示してください。「○○町△丁目全域」や「○○町△丁目のうち、○番×号から○番△号まで、○番▽号及び◇号」という表示が考えられます。

④ 主たる事務所の所在地

「事務所」とは、地縁による団体について、一を限りに設けられた主たる事務所をいい、この所在地がその地縁による団体の住所となります。

事務所は、代表者の自宅、あるいは集会施設に置くこととするのが一般的ですが、団体の唯一の事務所として団体内部での連絡や会合等に最も適したところとすることが望まれます。

定め方としては、住居表示または字名（町名）、地番及び家屋番号によるほか、「この会は、事務所を会長の自宅に置く。」という方法も考えられます。

⑤　構成員の資格に関する事項

区域に住所を有するすべての個人が地縁による団体の構成員となり得ること、その地縁による団体は、正当の理由がない限り区域に住所を有する個人の加入を拒んではならないことを必ず定めておかなくてはなりません。

構成員の資格に関する事項として、少なくとも他に加入及び脱退に係る手続き事項を定めてください。

⑥　代表者に関する事項

少なくとも代表者の選出方法、任期及び権限を定めてください。

地縁による団体においては、団体の区域の内部における地域的共同活動を行うことが目的で、対外的取引活動を専らとするものでないこと等から、法人である地縁による団体の対外的代表機関は、代表者一人としています。

地方自治法第２６０条の５から第２６０条の１０まで、代表者に関する規定が定められていますので、ご注意ください。

⑦　会議に関する事項

少なくとも地縁による団体の通常総会及び臨時総会の招集方法、議決方法及び議決事項を定めてください。構成員の表決権は、原則として平等です。

地方自治法第２６０条の１３から第２６０条の１９まで、会議に関する規定が定められていますので、ご注意ください。

⑧　資産に関する事項

少なくとも資産（積極財産をいい、負債は含みません。）の構成、取得、管理、処分の方法を定めてください。

資産の構成の定め方は、保有する具体的な動産、不動産及び金融資産をすべて掲げる方法も、「（例）この会の資産は、別に定める財産目録に記載された資産をもって構成する。」とする方法も可能です。

Ⅱ．認可申請手続き

１　地縁団体の認可までの手続きの流れ

１　認可申請の意思決定

・要件の確認（目的・区域・構成員・規約）

・当初から資産の保有を目的としている場合は、所有者の把握や名義変更の同意取得等を行います。

↓

２．申請の相談・事前準備

・規約の作成、構成員名簿の作成、代表者の選任準備

相　談 → 市　役　所 自治人権推進課

↓

３．総会の開催

・規約制定（若しくは改正）議決、認可申請することの議決、代表者の選出、構成員の確定

・資産を保有する場合は、保有（予定）資産の確定も必要です。

↓

４．認可申請書類の作成・提出

・詳細は７ページ参照

提　出 → 市　役　所 自治人権推進課

↓

５．地縁団体の認可・市長の告示

↓

６．各種届出

・市長の認可後、団体名義で不動産登記、契約等が可能となります。また、国税・県税・市税に関する届出を行います。

届　出 → 成田税務署 佐倉県税事務所 市役所市民税課

↓

※規約変更の認可申請、告示事項の変更届出

規約の内容変更の場合は「規約変更認可申請書」の提出が、告示された事項に変更があった場合は「告示事項変更届書」の提出がそれぞれ必要になります。

２　認可申請に必要な書類

認可申請は、当該地縁による団体の代表者が次の書類により申請します。

（1）認可申請書（要領様式第１号）

（2）規約（☛４・５ページの各事項を定めたもの）

（3）認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類（総会の議事録（議長及び議事録署名人の署名・押印のあるもの）の写し。例☛３８ページ）

（4）構成員名簿（要領様式第２号）

（5）地域的な共同活動を行っていることを記載した書類
（自治会等の事業報告書、決算書、事業計画書、予算書等）

（6）申請者が代表者であることを証する書類

- **代表者選任についての記載がある議事録**（議長及び議事録署名人の署名・押印のあるもの）の写し。例☛３８ページ）
- **代表者になることについての承諾書**（要領様式第５号）

（7）裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任有無
（要領様式第６号・説明は同様式を参照）

（8）代理人の有無（要領様式第７号・説明は同様式を参照）

（9）区域を表示した地図
※市発行の１万分の１又は２万分の１の白図を使用し、規約で定める区域が確認できる図面を添付してください。

（１０）区域内の人口及び世帯数を記載した書類（要領様式第８号）

３　申請にあたっての注意点

・認可申請にあたっては、現行の規約に基づいて総会を開催し、認可申請の可否だけでなく、規約の整備、代表者の決定、区域の確定、構成員の確定、保有財産の確定等についても審議してください。
・特に規約については、必ず見直しをしていただき、認可要件を満たすよう規約の改正をしてください。なお、総会を開催する前に、規約の改正案について、事前に自治人権推進課にご相談ください。

４　認可・告示

自治会等から認可申請書類が提出され、要件を満たしている場合には、市長は速やかに認可し、告示を行います。（告示までの期間は、概ね２週間程度かかります。）

地縁団体の認可を受けても、告示があるまでは第三者に対抗することはできません。

【告示事項】

①　名称
②　規約に定める目的
④　　区域
④　主たる事務所の所在地（代表者の住所と同一の場合は非表示と記載）
⑤　代表者の氏名及び住所（告示の際に住所を非表示と記載）
⑥　裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代理者の選任有無
⑦　代理人の有無
⑧　規約に解散の事由を定めたときは、その事由
⑨　認可年月日

また、市の認可終了後、認可のお知らせを申請者に対し通知します。

Ⅲ．認可後の地縁団体について

１　認可地縁団体の印鑑登録

認可地縁団体の印鑑登録制度は、団体の印鑑を公に立証するものです。不動産の登記など、法令に基づいて提出を義務付けられている場合などには、「印鑑登録証明書」が必要となります。登録申請は、団体の代表者のみが行うことができます。代理人（佐倉市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例第１２条の規定により市が代理人の氏名及び住所を告示した者に限る。）が申請する場合は、別途委任状が必要となります。なお、登録できる印鑑は、１団体につき１個です。

（1）　登録申請を行うときは、次の書類が必要です。

① 認可地縁団体印鑑登録申請書（佐倉市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則様式第１号）

② 代表者の印鑑（市民課に印鑑登録をしてあるもの。実印）

③ 代表者個人の印鑑登録証明書　１通

④ 登録をする団体の印鑑

（2）登録をする印鑑は、次のようなものは受け付けられません。

① ゴム印その他の変形しやすいもの

② 印影の大きさが、１辺の長さが８ｍｍの正方形に収まるもの又は１辺の長さが３０ｍｍの正方形に収まらないもの

③ 印影が鮮明でないもの

④ 上記に掲げるもののほか、市長が不適当と認めるもの

（3）登録印の廃止（改印・亡失等の場合）

認可地縁団体印鑑登録廃止申請書（佐倉市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則様式第５号）により手続してください。廃止申請は、団体の代表者のみが行うことができます。代理人（佐倉市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例１２条に規定により市が代理人の氏名及び住所を告示した者に限る。）が申請する場合は、別途委任状が必要となります。

２　各種証明書の発行

（1）認可地縁団体の証明書

認可地縁団体の証明書は、どなたでも請求することができます。証明書交付請求書（要領様式第１３号）により自治人権推進課まで請求してください。

証明書の交付手数料は無料です。

なお、令和８年１０月１日付で地方自治法施行規則の一部が改正されたことにより、以下の①から⑤までに掲げる事項について、佐倉市以降の住所については非表示となります。

① 認可地縁団体の代表者又は代表者であった者の住所
② 裁判所により選任された認可地縁団体の代表者の職務代行者又は職務代行者であった者の住所
③ 認可地縁団体の代表者の代理人又は代理人であった者の住所
④ 認可地縁団体の清算人又は清算人であった者の住所
⑤ 認可地縁団体の主な事務所の所在地（①から④までに掲げる住所と同一の場合に限る。）

ただし、①から⑤までに掲げる方が請求者の場合であって、住所を表示することを希望する旨の申し出があった場合には、佐倉市以降の住所を表示して交付することが可能です。

また、過去の代表者の住所を表示した証明書が必要な場合には、過去の代表者の方から、住所を表示した証明書の写しの交付請求を代理する旨の委任状を提出いただくことで発行が可能となります。

（2）印鑑登録証明書

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書（佐倉市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則様式第３号）により自治人権推進課まで申請してください。印鑑登録証明書は、**団体の代表者のみが申請することができます**。代理人（佐倉市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例第１２条の規定により市が代理人の氏名及び住所を告示した者に限る。）が申請する場合は、別途委任状が必要となります。証明書の交付手数料は、１通３００円です。

３　不動産登記

認可された団体名義で登記ができます。登記の際の必要書類等、詳細については、法務局にお問い合わせください。

※ 自治会等の代表者等の名義で登記していた不動産について、認可後、自治会等の名義に移転登記する場合の登記原因は、委任の終了となり、日付は市長の認可の日となります。

※ 認可地縁団体は、下記のような登記事項に変更があったときは、変更登記をすることになります。

① 保有資産（不動産）の増減
② 登記名義人の変更（団体の名称及び所在地の変更）

※ 代表者名の変更は、登記事項でないので、変更登記の必要はありません。ただし、事務所の所在地に変更が生じた場合には、変更登記が必要となります。（代表者宅に事務所を置いた場合）

４　税の申告について

（1）法人の設立届

成田税務署、佐倉県税事務所事業税間税課、市役所市民税課へ届出をします。

※届出には、市で発行する認可地縁団体の証明書が必要となります。

⑵ 税の申告

①収益事業を行った場合

成田税務署、佐倉県税事務所事業税間税課・不動産取得税課、市役所市民税課へ届出をします。

※事業年度の終了後、２か月以内に申告します。

②収益事業を行わない場合

佐倉県税事務所事業税間税課、市役所市民税課へ均等割の届出をします。（成田税務署への申告は不要です。）

※毎年４月末の１週間前までに申告します。

③源泉所得税、消費税について

税務署へお問い合わせください。

５　各種課税関係

認可地縁団体には、以下の税金が課税されますので、減免申請手続を行う必要があります。詳細については、それぞれの関係機関にお問い合わせください。

(1)市税

①法人市民税（市役所市民税課）

②固定資産税（市役所資産税課）

※　減免申請の手続には、認可地縁団体の証明書（市発行）が必要です。

(2)県税

①法人県民税（佐倉県税事務所事業税間税課）

②法人事業税（佐倉県税事務所事業税間税課）

③不動産取得税（佐倉県税事務所不動産取得税課）

※　減免申請の手続には、認可地縁団体の証明書（市発行）が必要です。

※　①、②は収益事業を行わない場合、課税されません。

(3)国税

①法人税（成田税務署）

※　収益事業を行わない場合は、課税されません。

②登録免許税（法務局）

※　登記の際に課税されます。

税の種類		収益事業の有無	
		収益事業を行わない場合	収益事業を行う場合
市 税	法人市民税	均等割のみ課税 減免措置	均等割･所得割 課　税
	固定資産税	固定資産税の評価額で課税 減免措置	固定資産税の評価額で課税 課　税
県 税	法人県民税	均等割のみ課税 減免措置	均等割･所得割 課　税
	法人事業税	非課税	課　税
	不動産 取得税	減免措置	不動産を取得した時点の評価額 課　税
国 税	法　人　税	非課税	課　税
	登録免許税	課　税	課　税

※たとえ認可地縁団体であっても、その活動の一部が法人税法施行令第５条で規定する収益事業３４業種（物品販売業、不動産販売業、金銭貸付業、物品貸付業、不動産貸付業、製造業、通信業、運送業、倉庫業、請負業、印刷業、出版業、写真業、席貸業、旅館業、料理飲食業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、鉱業、土石採取業、浴場業、理容業、美容業、興行業、遊技所業、遊覧所業、医療保健業、技芸・学力教授業、駐車場業、信用保証業、無体財産権の提供業、労働者派遣業）に該当する場合は、収益事業を行っているものとみなされます。

６　告示された事項に変更があった場合

告示事項（☛８ページ参照）に変更があった場合は、告示事項変更届出書（要領様式１５号）及び変更があった旨を証する書類（総会の議事録（議長及び議事録署名人の署名又は記名・押印のあるもの）の写し。）に、それぞれの告示事項毎に必要な書類を添付して、変更届出の手続きを行う必要があります。

市長は、告示内容の変更届出を受けたときは、変更のあった事項について告示します。それまでは、変更のあった内容について、第三者に対抗することはできません。

７　規約に変更があった場合

規約に変更があった場合は、規約変更認可申請書（要領様式第１７号）に次に掲げる書類を添えて提出し、市長の認可を受けなければなりません。

① 規約変更の内容及び理由を記載した書類

② 規約変更を総会で議決したことを証する書類（総会の議事録（議長及び議事録署名人の署名又は記名・押印のあるもの）の写し。）

認可を受けなければ第三者に対抗することができません。市長は、申請に基づいて、規約変更の認可をしたときは、その旨を申請者に通知します。

なお、規約の変更内容が、告示事項に該当する場合には、別途「告示事項変更届出」の提出が必要になります。

８　財産目録・構成員名簿の作成（地方自治法第 260 条の４）

（1）財産目録の作成（例☛４０ページ）

認可を受ける時、毎事業年度終了の時（新事業年度開始３か月以内）に財産目録を作成し、常に事務所に備え置いてください。

（2）構成員名簿の作成

構成員名簿を作成し、常に事務所に備え置いてください。構成員の変更については、市への届け出は必要ありませんが、構成員の変更があるごとに訂正してください。

９　通常総会の開催（地方自治法第 260 条の 13、15～17）

・代表者は、少なくとも毎年１回、構成員の通常総会を開いてください。
・総会の招集は、少なくとも５日前に、会議の目的たる事項を示し、規約に定めた方法に従って行ってください。
・認可地縁団体の事務は、規約をもって代表者その他の役員に委任したものを除いて、全て総会の決議によって行います。
・総会においては、規約に別段の定めがある場合を除いて、あらかじめ通知をした事項についてのみ決議をすることができます。

１０　総会の開催省略について（地方自治法第 260 条の１９の２）

認可地縁団体の事務は、規約で代表者その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によって行うこととされていますが、地方自治法第２６０条の１９の２において、総会を開催せず書面又は電磁的方法による決議を行うことについて規定されました。（令和４年８月２０日施行）

（地方自治法第２６０条の１９の２ 第１項）
法律又は規約により総会において決議すべき場合において、総会を開催せずに書面又は 電磁的方法による決議を行うことについて、決議事項の内容と決議方法（電磁的方法による決議をしようとするときは、その用いる電磁的方法の種類及び内容も含む。）を示したうえで構成員に確認し、全員の承諾が得られた場合には、総会を開催せずに、決議事項についての賛否を問い、書面又は電磁的方法により決議を行う。なお、この場合は通常どおりの決議要件が適用される。

（地方自治法第２６０条の１９の２ 第２項）
法律又は規約により総会において決議すべき事項について、構成員全員の書面又は電磁的方法による合意があり、当該決議事項について構成員全員の賛成の意思が確認できた場合には、当該合意をもって書面又は電磁的方法による決議があったものとみなされる。

※第１項と第２項の違い
第１項は、計２回構成員の意思を確認する必要がありますが、通常の議決要件が適用されるため、必ずしも全員の賛成がなくとも可決することができます。
第２項は１回の意思 確認で足りますが、全員の賛成がなければ可決することができません。

なお、法第２６０条の１９の２第１項又は第２項に基づき、総会を開催することなく書面又は 電磁的方法による決議を行った場合は、「総会で議決したことを証する書類（例：総会の議 事録)」に代えて、「書面又は電磁的方法により議決したことを証する書類（例：書面表決 の結果に関する構成員への周知文書)」などを提出してください。

１１　地縁団体の留意事項

（1）認可後の地縁による団体の性格

①その区域に住所を有する個人の加入拒否の原則的禁止

（地方自治法第２６０条の２第７項）

認可地縁団体は、その区域の住民であれば誰でも加入できることが基本的な性格の一つですので、原則として加入を希望する者の加入を拒むことは認められません。

なお、その者の加入によって地縁による団体の目的や活動が、著しく阻害されることが明らかであると認められる場合など、その者の加入を拒否することについて、社会通念上も認可要件の趣旨からも客観的に妥当と認められる理由がある場合には、「正当な理由」があるとして、加入を拒むことができます。

ただし、この正当な理由があるとして加入を拒むことは、実際の運営において極めて例外的な場合に限られるものと考えられます。

②民主的運営・自主的活動の原則（地方自治法第 260 条の２第８項）

民主的運営の下に、自主的に活動する。

③構成員に対する不当な差別的取扱いの禁止（地方自治法第 260 条の２第８項）

④特定の政党のための利用の禁止（地方自治法第 260 条の２第９項）

（2）代表者その他の代理人が、その職務を行うについて、他人に加えた損害を賠償する責任があります。（地方自治法第 260 条の２第 15 項）

一般社団法人及び一般社団法人に関する法律第７８条準用

※認可地縁団体は、公共団体その他の行政組織の一部ではありません。

市長により認可を受けた後も、住民により任意的に組織された団体であることに変わりありません。認可地縁団体の活動について、市から監督や検査を受けることなく、市との関係は認可の前後によって変わるものではありません。

Ⅳ　認可の取り消しと解散

１　認可の取り消し（地方自治法第 260 条の２第 14 項）

認可地縁団体が、次のいずれかに該当する場合は、市長は認可を取り消すことがあります。

⑴ 認可を受けた団体が、その目的を営利目的、政治目的等に変更したとき
⑵ 認可を受けた団体が、相当の期間にわたって活動していないとき
⑶ 区域内の一部の住民について、正当な理由なく加入を認めないこととしたとき
⑷ 構成員が多数脱退し、「相当数の者」が構成員となっているとは認められなくなったとき
⑸ 地縁団体の代表者、構成員又は第三者が、詐欺、威迫等不正な手段により認可を受けたとき

２　解散（地方自治法第 260 条の 20）

（1）解散届の提出

認可地縁団体が以下の１つに該当するとき、認可地縁団体は、解散します。

解散は、認可地縁団体解散届出書（要領様式第２１号）に解散を総会で議決したことを証する書類を添えて、市長に提出しなければなりません。（合併による場合は除く）

① 規約に定めた解散事由が発生したとき
② 破産したとき
③ 認可が取り消されたとき
④ 総構成員の 4 分の 3 以上承諾のある総会の決議があったとき（規約に別段の定めがある場合を除く）
⑤ 構成員が欠けたとき
⑥ 合併により認可地縁団体が消滅するとき

認可地縁団体解散届出書の提出前に総会を開催し次の事項を決議すること。

【総会の開催】

① 解散することについての決議（地方自治法第２６０条の２１）
② 財産を処分することについての決議（規約）
③ 清算の手続きについての決議
・清算人の選任（地方自治法第２６０条の２４）
・公告の手続き（地方自治法第２６０条の２８）

④ 財産（資産・負債）の帰属先についての決議（地方自治法第２６０条の３１）
⑤ 任意団体としての設立に関する決議（この部分は別の総会でもよい）
・代表者（会長）、役員選出　　※任意団体として活動を継続する場合
・規約の制定
・事業計画案、予算案など

(2)解散告示

市長は、認可地縁団体解散届出書を審査し認められれば、その旨を告示し、地縁団体台帳（様式１２号）に記載するとともに、申請者（地縁団体）に対して「地方自治法第２６０条の２に基づく地縁による団体の解散について（通知）」により通知します。

告示事項は、次のとおりです。（破産及び合併による場合を除く。）

① 名称
② 区域
③ 主たる事務所の所在地（代表者の住所と同一の場合は非表示と記載）
④ 清算人氏名
⑤ 解散事由
⑥ 解散年月日

清算人による清算手続き（地方自治法第２６０条の２４～３２）

※清算人は、解散後、知られざる債権者に解散する旨を告げ、清算できるようにすみやかに公告しなければなりません。

認可地縁団体の解散の公告は、官報で行うこととされています。（令和４年８月20日より公告回数が３回以上から１回に変更になりました。）

＜千葉県官報販売所＞
〒260-0013　千葉市中央区中央４－９－８
電話　043-222-7635　FAX　043-222-6045

⑶残余財産の処分の申請

財産の帰属先を規約で指定しない場合は、残余財産の処分の認可を得る必要がありますので、清算人は、「残余財産処分認可申請書」（様式２１号の２）に以下の書類を添えて、市長に提出しなければなりません。

① 財産目録（様式２１号の３）
② 残余財産処分方法書（様式２１号の４）
③ 同意書（様式２１号の５）
④ 残余財産の処分について総会で議決したことを証する書類

⑷残余財産処分の認可・通知

市長は、残余財産の処分の申請に基づいて、残余財産の処分を認可し、申請者（清算人）に「残余財産処分認可通知書」（様式２１号の６）により通知します。

⑸清算結了届出

清算人は、すべての清算手続きが完了したときは、「清算結了届出書」（様式２２号）に必要に応じ、以下の書類を添えて市長に提出しなければなりません。

① 清算書
② 受領書
③ 解散通知書

⑹清算結了告示

市長は、清算結了届出書に基づき、清算結了について告示し、地縁団体台帳（様式１２号）に記載するとともに、申請者（清算人）に「地方自治法第２６０条の２に基づく地縁による団体の清算結了について（通知)」により通知します。

告示事項は、次のとおりです。

① 名称
② 区域
③ 主たる事務所の所在地（代表者の住所と同一の場合は非表示と記載）
④ 清算人氏名
⑤ 清算結了年月日

Ⅴ．認可地縁団体の合併（地方自治法第260条の３８）

認可地縁団体は、市内の他の認可地縁団体と合併することができるようになりました。合併しようとする各認可地縁団体は、連携して地域的な共同活動を現に行っていることが必要であり、P3の「５　認可の要件（４項目）」を満たしていなければなりません。

合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体は、合併により消滅した認可地縁団体の一切の権利義務を承継します。

新設合併の場合は、規約の作成その他認可地縁団体の設立に関する事務は、各認可地縁団体において選任した者が共同して行わなければなりません。

※選任方法は任意です。

１　総会の決議

合併しようとする認可地縁団体は、それぞれの総会において、合併の認可を申請することについての決議が必要になります。（総構成員の４分の３以上の賛成を得る必要があります。ただし、規約に別段の定めがあるときはこの限りではありません。）吸収合併の場合で、合併により存続する認可地縁団体は、あわせて規約変更を総会で議決する必要があります。

２　認可の申請

合併しようとする各認可地縁団体の代表者は、認可申請書（様式２３号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければなりません。

なお、吸収合併の場合は、合併により存続する認可地縁団体が合併の申請と合わせて規約変更の認可申請も行う必要があります。

⑴合併後の認可地縁団体の規約

P３の「５　認可の要件（４項目）」に記載されている事項がもれなく規定されていなければなりません。

⑵認可を申請することについて各認可地縁団体の総会で議決したことを証する書類

規約に定められた手続きにより開催された総会の議事録を添付してください。議事録には、「合併の認可申請を行うこと」を総会で決議した記載と、議長及び議事録署名人の署名又は記名・押印が必要です。（コピーでも可。ただし原本の確認をさせていただきます。）

※議事録には、合併後の認可地縁団体の代表者選出に関する議決の内容が含まれていることも必要です。

※議事録署名人の人数は各認可地縁団体の規約によります。

⑶合併後の認可地縁団体の構成員の名簿

構成員全員の氏名及び住所が記載されている構成員名簿（要領様式第２号）。

⑷良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを目的とし、合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に行っていることを記載した書類

例えば以下のものが考えられますが、これらに限られるものではありません。

・合併しようとする認可地縁団体が合併に向けて合同で行った打合せの議事録。

・合併しようとする認可地縁団体が合併を見据えて合同で実施した地域的な共同活動（例えば地域の清掃など）の活動記録

⑸合併しようとする各認可地縁団体の規約

⑹申請者が、合併しようとする各認可地縁団体の代表者であることを証する書類（代表者についての告示書の写しなど）

⑺区域図

※市発行の１万分の１又は２万分の１の白図を使用し、規約で定める区域が確認できる図面を添付してください。

⑻区域内の人口及び世帯数を記載した書類（要領様式第８号）

３　合併後の地縁団体の認可

市長は、認可の要件を満たした認可地縁団体から申請があったときは、合併の認可をします。

また、市の認可終了後、認可のお知らせを申請者に対し通知します。

４　合併に係る債権者保護手続（地方自治法第 260 条の 40～41）

認可の通知のあった日から２週間以内に、財産目録（様式２１号の３）を作成し、事務所に備え置くとともに、債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間（２か月以上）内に述べることを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければなりません。

※債権者による期間内の異議がなければ、合併を承認したものとみなします。

※債権者による異議があれば、団体は債権者に弁済等をしなければなりません。

５　債権者保護手続終了の届出

４の手続きが終了した後、合併する各認可地縁団体は共同して届出書（様式２６号）に、別添書類（様式２６号参照）を添えて、市長に届け出なければなりません。

６　合併の告示

市長は、届出を受理後、認可地縁団体の合併を認可した旨を告示し、地縁団体台帳（様式１２号）に記載します。合併の認可を受けても、告示があるまでは、第三者に対抗することはできません。

吸収合併の場合の、合併により存続する認可地縁団体の規約変更の認可も同日付けで行います。

Ⅵ.　認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例

１　認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例とは

認可地縁団体に名義を変更しようとした不動産が既に亡くなった人の名義になっている場合で、その相続人の所在が不明であるなど、すべての所有者から名義変更の同意を得ることが困難なことがありました。

そのため、平成２７年４月１日から地方自治法が改正され、認可地縁団体が一定期間所有（占有）していた不動産であって、登記名義人やその相続人（登記関係者）の全部又は一部の所在が知れない場合、市長の公告手続経て、登記関係者の登記を経ずに認可地縁団体へ所有権移転の登記ができるようにする特例制度が創設されました。

２　公告申請（特例適用申請）の要件

地方自治法第２６０条の４６第１項各号

下記のすべての要件を満たしている必要があります。

要件①　申請する不動産を認可地縁団体が所有していること

要件②　申請する不動産を認可地縁団体が１０年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占有していること

要件③　申請する不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人のすべてが認可地縁団体の構成員又はかつて認可地縁団体の構成員であった者であること

要件④　不動産の登記関係者（表題部所有者・所有権の登記名義人・これらの相続人）の全部又は一部の所在が知れないこと

３　手続きの流れ

①　事前準備

◇　書類の作成等を佐倉市役所自治人権推進課に相談

◇　認可地縁団体名義にする不動産所有者の把握

◇　所在が判明している登記関係者から認可地縁団体名義への変更（特例適用申請）の同意取得等

②　総会の開催

◇　特例適用を申請することの議決

◇　申請する不動産の所有に至った経緯について議決

◇　精通者等の証言で進めて行くことについての議決（資料の入手が困難で、精通者等の証言で進める疎明要件がある場合）

③　申請

◇　所有不動産の登記移転等に係る公告申請書
◇　所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産の登記事項証明　書
◇　特例適用申請を行うことについて総会で議決したことを証する書類（総会資料及び議事録）
◇　申請者が代表者であることを証する書類(認可申請時に提出した申請者を代表者に選出する旨の議事録)
◇　地方自治法第２６０条の４６第１項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

④　審査

◇　申請の要件、提出書類の内容等を市で審査

⑤　公告

◇　要件を満たしている場合は、下記の事項について市長が３か月以上公告

【公告事項】

ア　認可地縁団体の名称・区域・主たる事務所
イ　申請不動産に関する事項
ウ　申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることに異議を述べることができる者の範囲は、申請不動産の表題部所有者・所有権の登記名義人、これらの相続人又は所有権を有することを疎明する者（登記関係者等）である旨
エ　異議を述べることができる期間及び方法に関する事項

⑥　情報提供等

◇　異議がなかった場合は、市長が「公告をしたこと」、「登記関係者等が公告の期間内に異議を述べなかったこと」を証する情報を書面で認可地縁団体に通知します。
◇　公告の期間内に異議があった場合は、市長は、異議を述べた登記関係者等の氏名や住所、異議を述べた理由等を認可地縁団体に通知し、特例適用が中止となります。

⑦　登記

◇　異議がなかった通知を受けた認可地縁団体は、この通知と登記必要書類を法務局に提出し、所有権の保存の登記を申請することができるとともに単独で所有権の移転登記を行うことができます。

４　公告申請時の提出書類

・　所有不動産の登記移転等に係る公告申請書（登記特例要領様式第１号・地方自治法施行規則第２２条の２の５様式）

※申請不動産に関する事項については、登記事項証明書の記載事項と同じ内容を記載してください。

・　公告申請書添付書類

（１）所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産（申請不動産）の登記事項証明書

（２）特例の申請を行うことについて総会で議決したことを証する書類

※特例制度の申請をすることについて議決した総会の議事録及び議案で、議長及び議事録署名人の署名又は記名・押印がなされたものを提出してください。

（３）申請者が代表者であることを証する書類

※代表者選出の議決を行った総会議事録や就任承諾書の写し又は認可地縁団体証明書を提出してください。

（４）地方自治法２６０条の４６第１項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

【疎明資料】

要件①　認可地縁団体が申請不動産を所有していること 要件②　認可地縁団体が申請不動産を１０年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占有していること

ア　申請不動産を所有又は占有している事実が記載された認可地縁団体の事業報告書等（申請時点とその１０年以上前の時点における資料）

イ　次の書類のうち用意できるもの（申請時点とその１０年以上前の時点における資料）

- 公共料金の支払領収書
- 閉鎖登記簿の登記事項証明書又は謄本
- 旧土地台帳の写し
- 固定資産税の納税証明書
- 固定資産課税台帳の記載事項証明書　等

※　宛先又は名義が認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者となっている場合には、便宜上そうなっていることについて、認可地縁団体に対し確認を行います。

ウ　上記イの書類が入手困難な場合は、入手困難であることの理由書と次の書類のうち用意できるもの

・　申請不動産の隣地の所有権の登記名義人の証言（認可地縁団体が申請不動産を実質的に所有・占有している旨の証言）を記載した書類

・　申請不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者等の証言を記載した書類

・　認可地縁団体による申請不動産の実質的な所有・占有がわかる写真

要件③　申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人のすべてが認可地縁団体の構成員又はかつて認可地縁団体の構成員であった者であること

ア　申請不動産表題部の所有者又は所有権の登記名義人全員と認可地縁団体の構成員名簿との突合を行った書類（構成員名簿に記載がない者については、その理由を付記する。）

イ　申請不動産が墓地である場合は、墓地の使用者名簿

ウ　上記ア及びイの書類の入手が困難な場合は、入手困難であることの理由書と次の書類

・　申請不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者等の証言（申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人全員が認可地縁団体の構成員又はかつての構成員であったこと）を記載した書類

要件④　申請不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと

次のいずれかの書類

・　登記記録上の住所の属する市区町村長が登記関係者の「住民票」及び「住民票の除票」が存在しないことを証明した書類（不在住証明書）

・　登記記録上の住所に宛てた登記関係者宛の配達証明付き郵便が不到達であつた旨を証明する書類

・　申請不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者等の証言（登記関係者の現在の所在を知らない証言）を記載した書類

※　全部の所在が知れていること以外はすべて含まれることとなるため、登記関係者のうち少なくとも一人について、これらの資料を添付できれば、要件④を満たすこととなります。

５　公告

市長は、下記の事項を市の掲示場に掲示して公告します。公告の期間（異議を述べることができる期間）は、３か月を下回らない期間です。

（１）認可地縁団体の名称
（２）認可地縁団体の区域
（３）認可地縁団体の主たる事務所
（４）公告申請の様式に記載された申請不動産に関する事項
（５）申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議を述べることができる者の範囲
　ア　申請不動産の登記関係者（表題部所有者、所有権の登記名義人又はそれらの相続人）
　イ　申請不動産の所有権を有することを疎明する者
（６）異議を述べることができる期間及び方法に関する事項

６　公告に対して異議を述べる者が現れなかった場合の手続き

公告に対して異議を述べる者が現れなかった場合には、認可地縁団体が不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて登記関係者の承諾があったものとみなされ、認可地縁団体は、市長から、公告をしたこと及び登記関係者が公告の期間内に異議を述べなかったことを証する情報の提供として「公告結果（承諾）の情報提供について」（登記特例要領様式第３号・地方自治法施行規則第２２条の４様式）を受けることとなります。

認可地縁団体は、この市長の証する情報と登記申請書とを併せて法務局に提出すると、所有権の保存・移転の登記を申請することができます。

７　公告に対して異議を述べる者が現れた場合の手続き

登記関係者等が申請不動産の登記移転等に係る異議申出書（登記特例要領様式第２号・地方自治法施行規則第２２条の３様式）により公告の期間（異議を述べることができる期間）に異議を述べた場合には、市長は、地縁団体に対し異議を述べた者に係る氏名及び住所、異議を述べた理由等を記載した「公告結果（異議申出あり）通知書」（登記特例要領様式第４号・地方自治法施行規則第２２条の５様式）により通知し、公告による手続は中止となります。

この場合、通知をするのみで、申請のあった認可地縁団体に６で述べた「異議を述べなかったことを証する情報の提供」は行いません。

なお、異議申出は次の要件を満たしている必要があります。

①　異議を述べることができる者

・ 申請不動産の登記関係（表題部所有者、所有権の登記名義人、またはそれらの相続人）
・ 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

② 異議を述べることができる期間
・ 公告が行われている期間内

③ 異議申出書
「申請不動産の登記移転等に係る異議申出書」（登記特例要領様式第〇号・地方自治法施行規則第２２条の３様式）に、④の書類を添えて市長に提出しなければなりません。

④ 添付書類
・異議を述べる者が申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の場合
ア　申請不動産の登記事項証明書
イ　住民票の写し又は戸籍の附票の写し
・異議を述べる者が申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人の場合
ア　申請不動産の登記事項証明書
イ　戸籍謄抄本
ウ　住民票の写し又は戸籍の附票の写し
・異議を述べる者が申請不動産の所有権を有することを疎明する者の場合
ア　住民票の写し又は戸籍の附票の写し
イ　所有権を有することを疎明する書類

Ⅶ.　参考例・様式集

１　規約作成例

○○自治会規約 第１章　総　　則 （目的） 第１条　この会は、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行う。 （１）会員相互の連絡と親睦を図ること （２）区域内の清掃、緑化推進などの環境整備を図ること （３）集会施設その他の財産の維持管理を図ること （４）福利、厚生等に関すること （５）生活改善、文化、体育等に関すること （６）防火、防犯等に関すること （７）市政との協力及び他団体との連絡調整に関すること （８）その他目的達成に必要なこと （名称） 第２条　この会は、○○自治会と称する。 （区域） 第３条　この会の区域は、佐倉市○○町○丁目全域及び◇丁目○番×号から○番△号までとする。 （事務所の所在地） 第４条　この会は、事務所を佐倉市○○町○丁目×番×号に置く。	※　「○○自治会会則」など別の表現でも構いません。 **※　目的は、必要的記載事項（地方自治法 260 条の２第３項）です。** ※　地縁による団体の権利能力の範囲を明確にする程度に、活動内容をできる限り具体的に定めてください。 　左記の例においては、「目的」と「活動（事業）」を同一条で規定していますが、別条で規定しても構いません。 **※　名称は、必要的記載事項（法 260 条の２第３項）です。**特に制限はありませんが、他の法令等で名称の使用制限がないかご注意ください。 **※　区域は、必要的記載事項（法 260 条の２第３項）です。**町(大字)及び地番又は住居表示により明示します。 **※　事務所の所在地は、必要的記載事項（法 260 条の２第３項）です。**事務所の所在地が、その団体の住所となります。集会施設の所在地や代表者の住所とするのが一般的です。例のように住居表

第２章　会　　員 （会員） 第５条　この会は、第３条に定める区域内に住所を有する個人が全て会員となることができる。 ２　この会は、正当な理由がない限り第３条に定める区域内に住所を有する個人の加入を拒まない。 ３　第３条に定める区域内に住所を有する法人、組合等の団体は、総会で表決権を有しない賛助会員になることができる。 （入退会） 第６条　この会に入会に入会しようとする者は、入会申込書を、退会しようとする者は、退会届を会長宛に提出しなければならない。 ２　会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものみなす。 （１）住所を区域外に移したとき （２）死亡したとき （会員の権利義務） 第７条　会員は、次の各号に掲げる権利を有する。 （１）この会の各種の事業に参加すること （２）この規約に基づく役員の選挙権及び被選挙権を有すること （３）この会の運営について、自由に意見を発表すること ２　会員は、次の各号に掲げる義務を負う。 （１）総会において別に定める会費を納入すること （２）規約に基づく諸会議に出席すること	示で定めるほか、「この会の事務所は、代表者の自宅に置く。」という定め方も可能です。 **※　構成員の資格に関する事項は、必要的記載事項（法 260 条の２第３項）です。** 区域に住所を有する個人が全て団体の構成員となり得ること及び正当な理由がない限り、区域に住所を有する個人の加入を拒んではならないことを必ず定めてください。 なお、年齢・性別・国籍等の条件を会員の資格として定めることは、認められません。 ※　加入及び脱退に係わる手続き事項を定めてください。 ただし、加入(脱退)手続きは、加入(脱退)の意思が団体として確認できるものにとどめ、加入(脱退)に際し、いかなる意味においても制約を課するようなものとすることは認められません。

(3) 規約及び規約に定められた諸会議の決定に従うこと 3　退会した会員は、納入した会費その他の拠出金品の払い戻しを受けることができない。	
第3章　役　　員 （役員の種類） 第8条　この会に次の役員を置く。 (1) 会長　　1名 (2) 副会長　○名 (3) 理事　　○名 (4) 会計　　○名 (5) 班長　　○名 (6) 監事　　○名	※　「代表者に関する事項」は、必要的記載事項（法260条の2第3項）です。代表者の選出方法、任期、権限、代表者に委任する事務がある場合は、その事項を定めてください。 　なお、代表者は、必ず1名おいてください（法260条の5）。法第260条の5～10までの規定にご注意ください。
（役員の職務） 第9条　会長は、この会を代表し、会務を統轄する。	※　役員の職務については、職務の内容を明らかにしてください。
2　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。	※　副会長による会長の代行は、法律行為に及び得ないので、直ちに後任の会長を選出しなくてはなりません。
3　理事は、会長の命をうけて会務を分担し、構成員名簿その他の必要書類を作成する。 4　会計は、毎年度末に財産目録を作成するほか、この会の資産及び会計事務を処理する。 5　班長は、班員と役員会との連絡にあたる。	
6　監事は、別に定めるもののほか、次の職務を行う。 (1) この会の会計及び資産の状況を監査すること (2) この会の業務執行の状況を監査する	※　監事は、規約又は総会の決議で、1名又は数名おくことができます。その際の職務は、左記第9条第6項のとおりです（法260条の11・12）。監事は、会務の執行を監査する役職上、

こと (3) 会計及び資産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、総会に報告すること (4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会の招集を請求し、又は招集すること	会長、副会長その他の役員との兼務を避ける必要があります。
（役員の任期） 第１０条　役員の任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。 ２　補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。 ３　役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が決定するまでは、その職務を行わなければならない。	※　役員の任期は、法律上特に規定はありませんが、数か月といった短いものでは事務執行の一貫性の確保の上で問題があり、他方、あまりに長期にわたるものも種々の弊害を生ずるといえます。また、事務執行上支障がないよう、左記第 10 条第３項の定めを置くことが望まれます。
（役員の選任） 第１１条　役員は、総会において選任する。	※　役員の選任は、総会において行うことが望ましいです。 役員の解任手続を定める場合には、個別に総会議決を要するものとする等の具体的手続を規約において定めることが適当です。
（役員の報酬） 第１２条　役員の報酬は、別に定めるものとする。	
第４章　総　　会	
（種別） 第１３条　総会は、通常総会及び臨時総会とする。 ２　通常総会は、毎年〇月に開催する。 ３　臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。 (1) 会長が必要と認めたとき。 (2) 全会員の５分の１以上より会議の目的たる事項を示して請求があったとき。 (3) 監事から第９条第６項第４号の規定による請求若しくは同号の規定による招集があったとき。	**※　「会議に関する事項」は、必要的記載事項（法 260 条の２第３項）です。** 通常総会及び臨時総会の招集方法、議決方法、議決事項を定めてください。 通常総会は毎年１回以上開催しなければなりません（**法 260 条の１３・１４**）。 ※　５分の１以上の定数は、増減できます。

（構成） 第１４条　総会は、全会員で構成する。 （権限） 第１５条　総会は、次に掲げる事項を審議し、議決する。 （１）事業計画、事業報告に関する事項 （２）予算、決算に関する事項 （３）資産に関する事項 （４）役員の選任及び解任に関する事項 （５）規約の改正に関する事項 （６）その他重要事項	※　地縁による団体の事務は、規約をもって役員会等に委任したものを除いて全て総会の決議をもって行うことになっています。 ただし、規約の改正、解散決議など法律上総会の権限とされている事項、事業計画・事業報告・予算・決算など地縁による団体にとって重要な事項は、総会の決議または承認を得ることが必要です。
（招集） 第１６条　総会は、会長が招集する。 ２　会長は、第１３条第３項第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その請求があった日から〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。 ３　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、〇日前までに通知しなければならない。	※　総会の招集は、少なくとも５日前にその会議の目的たる事項を示し、規約に定めた方法で行わなければいけません（法 260 条の１５）。
（議長） 第１７条　総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選任する。	※　会長は、会員の中から選任されていることにより、「総会の議長は、会長がこれにあたる。」と定めることも可能です。
（定足数） 第１８条　総会は、会員の過半数の出席で成立する。ただし、署名押印のある委任状若しくは表決書面を提出した会員又は電磁的方法をもって表決した会員は、出席者とみなす。	※　ただし書きは、別段の定めを置いても構いません。令和３年９月１日から電子メール等の電磁的方法により表決権を行使することができるようになりました。（法２６０条の１８）
（議決） 第１９条　総会においては、あらかじめ通知した事項のみ決議できる。 ２　総会の議事は、この規約に別に定める	※　総会においては、法 260 条の１５の規定によりあらかじめ通知した事項のみ、決議することができます。（法２６０条の 17～１９）

もののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 （会員の表決権） 第２０条　会員は、総会において、各々一個の表決権を有する。ただし、利害関係を有する会員は、その議事について表決権を有しない。 （総会の書面表決等） 第２１条　止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。 ２ 前項の場合における第１８条及び第１９条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。 （議事録等） 第２２条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 （１）日時及び場所 （２）会員の現在数及び出席者数（委任状及び表決書面の提出者を含む。） （３）議決事項及び賛成、反対等の人数 （４）議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨 ２　議事録には、出席した会員の中からその会議において選任された議事録署名人２名以上が、議長と共に署名押印しなければならない。	また同条１９の２の各号の規定により構成員全員の合意があった場合、書面又は電磁的方法による決議があったものとみなし総会の決議と同一の効力を有します。 ※　各構成員の表決権は平等でなければなりません。（法第２６０条の１８第１項） ※　書面又は電磁的方法による表決を行った会員及び委任により代理行使を行った会員を、定足数及び議決に要する会員数に注意が必要です。この場合の電磁的方法による表決とは、例えば電子メールなどによる送信、Web サイト、アプリケーションを利用した表決、情報をディスク等に記録して当該ディスクを交付する方法等が該当します。（法第２６０条の１８第２項） ※　総会の議事録は、その都度必ず作成してください。 ※　議事録は、認可申請、告示事項変更届、規約変更認可申請等に必要となります。

第５章　役　員　会 （構成） 第２３条　役員会は、役員（監事を除く。以下、この章において同じ。）を持って構成する。 （権限） 第２４条　役員会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。 （１）総会に付議すべき事項 （２）総会の議決した事項の執行に関する事項 （３）その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項 （招集） 第２５条　役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。 ２　会長は、役員の３分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から〇日以内に役員会を招集しなければならない。 ３　役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審査事項を記載した書面をもって〇日前までに通知しなければならない。 （議長） 第２６条　役員会の議長は、会長がこれに当たる。 （定足数等） 第２７条　役員会には、第１８条から第２２条までの規定を準用する。この場合においてこれらの規定中「総会」とあるのは、「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。	※　監事は、会務の執行を監査する職務上、具体的な会務の執行方針等を決定する役員会に参画しないこととするのが適当です。ただし、オブザーバーとして出席させることは構いません。

第６章　資産及び会計 （資産の構成） 第２８条　この会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。 （１）別に定める財産目録に記載された資産 （２）会費 （３）活動に伴う収入 （４）資産から生ずる果実 （５）その他の収入	※　「資産に関する事項」は、必要的記載事項（法 260 条の２第３項）です。資産の構成、取得、管理、処分の方法を定めてください。 ※　財産目録は、設立時及び毎事業年度終了時に作成することになっています（法 260 条の４）。
（資産の取得） 第２９条　会費は、総会において定める金額を全会員から徴収する。 ２　前項に定めるも以外の資産取得は、役員会の議決による。	
（資産の管理） 第３０条　この会の資産は、会長が管理し、その方法は、役員会の議決により定める。	
（経費の支弁） 第３１条　この会の経費は、資産をもって支弁する。	
（資産の処分） 第３２条　この資産で第２６条第１号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において○分の△以上の議決を要する。	※　別段の定めを置いても構いません。ただし、当該処分に余剰金の分配と認められる資産の処分を含めることはできません。 ※　重要な資産の処分等については、総会の特別の議決（４分の３以上の議決）により行うことが適当と考えられます。
（事業計画及び予算） 第３３条　この会の事業計画及び収支予算は、会長が事業計画書及び収支予算書	※　事業計画、事業報告、予算、決算は、地縁による団体にとって重要事項ですから、総会の議決または承認を得るこ

として作成し、毎事業年度（会計年度）開始前に、総会の議決を経て定められなければならない。これを変更する場合も同様とする。 ２　前項の規定にかかわらず、年度開始後に事業計画書及び収支予算書が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において議決されるまでの間は、前年度の事業計画及び収支予算を基準として会務の執行をすることができる。	とが必要です。ただし、事業計画及び収支予算の議決を年度開始前に行い、事業報告及び収支決算の承認を年度終了後に行うためには、通常総会を年２回行うことが必要になりますが、通常総会は、年度終了後３ヶ月以内に１回行うのが通例です。 しがたって、年度開始前に総会を開催し、事業計画及び収支予算の議決を行わない限り、年度開始当初から通常総会において予算が議決されるまでの間は、事業計画及び収支予算がないことになりますので、左記のように定めておくことが、実務上適当です。
（事業報告及び決算） 第３４条　この会の事業報告及び収支決算は、会長が事業報告書及び収支決算書として作成し、監事の監査を受け、毎事業年度（会計年度）終了後、〇月以内に総会の承認を受けなければならない。	
（事業年度及び会計年度） 第３５条　この会の事業年度及び会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。	※　１月１日から 12 月 31 日までとする例もあります。
第７章　規約の変更及び解散 （規約の変更） 第３６条　この規約は、総会において全会員の４分の３以上の同意を得て佐倉市長の認可を受けて変更することができる。	※　「規約の変更」は、佐倉市長の認可を受けなければ、その効力が生じません。 ※　定数（全会員の４分の３）は、変更できますが、規約変更という重要事項を少数の会員の意思により決することのないよう、これを引き下げることには、慎重であるべきです。
（解散） 第３７条　この会は、地方自治法２６０条の２０の規定により解散する。 ２　総会の決議に基づいて解散する場合	※　法 260 条の２０第１号の規定により解散の事由を規約に定めることもできます。 ※　法２６０条の２０（解散事由）

は、全会員の４分の３以上の同意により解散する。 （解散時の残余財産の処分） 第３８条　解散の時に存する残余財産は、総会において全会員の〇分の〇以上の議決を得て、この会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。 第８章　雑則 （備付け帳簿及び書類） 第３９条　この会の事務所には、次の書類を備え置く。 （１）規約 （２）会員名簿 （３）役員名簿 （４）認可及び登記等に関する書類 （５）総会及び役員会の議事録 （６）収支に関する帳簿及び証拠書類 （７）財産目録その他資産の状況を示す書類 （８）その他必要な帳簿及び書類 ２　前項の帳簿及び書類は、会員が、目的、事由を示して閲覧を求めたときは、業務に支障のない限り、閲覧することができる。 （執行細則の委任） 第４０条　この規約の執行に関し必要な事項は、総会の議決を経て会長が別に定める。 〈事業年度開始日に市長の認可を合わせる場合〉 附　則 この規約は、〇〇〇〇年〇月〇日から	①規約で定めた解散事由の発生、②破産手続開始の決定、③認可の取消し、④総会の決議、⑤構成員が欠けたこと ※　残余財産の帰属権利者を決定する議決は、地縁による団体にとって重要な決定であることから、解散決議と同様に、全会員の４分の３以上の議決を経ることが望ましいと考えられます。 ※　構成員名簿と財産目録は、必ず作成し、事務所に備え置かなければなりません（法２６０条の４）。 ※　諸々の規定（弔慰金・見舞金・旅費・選挙・表彰・役員報酬等）が考えられます。 ※　規約の制定または変更は、佐倉市長の認可を要します。市長の認可を事業年度開始時に合わせる場合です。例えば「2022 年４月１日から施行する。」

施行する。 〈事業年度の途中から市長の認可を得る場合〉 附　則 １　この規約は、佐倉市長の認可の日（〇〇〇〇年〇月〇日）から施行する。 ２　本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第 31 条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。 ３　本会の設立初年度の会計年度は、第３３条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から〇〇〇〇年〇月〇日までとする。	※　認可後に認可年月日を記入します。

２　総会議事録作成例

年度　〇〇自治会通常（臨時）総会議事録

１．日　　時　　年　　月　　日（　）　　時　　分～　　時　　分

２．会　　場　〇〇自治会集会所

３．議　　事

① 法人化の認可申請について
② 区域の確定（変更）について
③ 規約の制定（変更）について
④ 構成員の確定について
⑤ 保有資産の確定について
⑥ 事業報告、決算、事業計画、予算の承認について
⑦ 代表者の決定について

４．議長選出

規約〇条第〇項の規定により、〇〇〇〇氏を議長に選出した。

５．議事録署名人の選任

規約〇条第〇項の規定により、〇〇〇〇氏及び〇〇〇〇氏を議事録署名人に選任した。

６．総会の成立

規約〇条第〇項のとおり、総数〇〇〇名のうち、出席〇〇名、委任状〇〇名、欠席〇〇名で、出席及び委任状提出者が〇〇名であり、総会定足数を満たし、総会が成立した。

７．議事の審議

① 地方自治法第 260 条の 2 第 2 項に規定する地縁による団体の認可申請については、出席者の全員（過半数）をもって可決した。
② 区域の確定（変更）については、出席者の全員（過半数）をもって可決した。
③ 〇〇自治会規約の制定（改定）については、出席者の全員（4 分の 3）をもって可決した。
④ 構成員の確定については、出席者全員（過半数）をもって同意した。
⑤ 保有資産の確定については、出席者全員（過半数）をもって同意した。

⑥　事業報告、決算、事業計画、予算の承認については、出席者全員（過半数）をもって可決した。
⑦　○○○○氏を○○自治会の代表者とすることについて、出席者全員（過半数）をもって可決した。

以上の議事録は、通常総会の議事内容に相違ないことを認めます。

○　年○○月○○日

議　　長　　○○　○○　　※

議事録署名人　　○○　○○　　※

議事録署名人　　○○　○○　　※

※署名又は記名押印

３　財産目録作成例

○○自治会財産目録

年　　月　　日　作成

作成者

氏　名

住　所

科　　目		金　　額	
Ⅰ　資産の部			
1　現金預金			
現　　金　現金手許有高	××××		
普通預金　○○銀行○○支店	××××		
未収会費　××年度会費　　名分	××××		
・・・・　・・・・・・・・・・			
流動資産合計		××××	
2　固定資産			
土　　地　○○平米	××××		
建　　物　○○平米	××××		
利付国債　○○銘柄	××××		
・・・・　・・・・・・・・・			
固定資産合計		××××	
資産合計			××××
Ⅱ　負債の部			
1　流動負債			
短期借入金　　○○銀行○○支店			
・・・・　　・・・・・・・・・			
流動負債合計			××××
2　固定負債			
長期借入金　　○○銀行○○支店	××××		
・・・・　　・・・・・・・・・	××××		
固定負債合計		××××	
負債合計			××××
正味財産			××××

注　財産目録に係る科目及び取扱要領

（資産の部）

科　　目		取　扱　要　領
大科目	中科目	
流動資産		
	現金預金	現金、当座預金、普通預金、定期預金、郵便貯金等
	受取手形	
	未収会費	
	未収金	
	前払金	
	有価証券	市場性のある一時的所有の株式、債権等
固定資産		
	土地	
	建物	固定資産の減価償却を行っている場合は、減価
	建築物	償却累計額を示すこと。
	車両運搬具	
	建設仮勘定	建設中または制作中の有形固定資産（工事前払
	借地権	金、手付金等を含む。）
	電話加入権	
	敷金	
	保証金	
	投資有価証券	
	減価償却引当預金	固定資産の減価償却額を特定預金とした場合の預金
	○○○○積立預金	

（負債の部）

科　　目		取　扱　要　領
大科目	中科目	
流動負債		
	支払手形	
	未収金	事業費支出等の未払額
	前受金	会費収入等の前受額
	短期借入金	返済期限が１年未満の借入金
固定負債		
	長期借入金	返済期間が１年以上の借入金

４　申請書等の様式

要領様式第１号

年　　月　　日

（宛先）佐倉市長

認可を受けようとする地縁による団体の
名称及び事務所の所在地

名　称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者の氏名及び住所

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

認　可　申　請　書

地方自治法第２６０条の２第１項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

（別添書類）

１　規約
２　認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
３　構成員の名簿
４　良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行なっていることを記載した書類
５　申請者が代表者であることを証する書類
６　裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
７　代理人の有無
８　区域を表示した地図
９　区域内の人口及び世帯数を記載した書類

要領様式第２号

団体の名称［　　］

構成員名簿

年　　月　　日　現在

番号	氏　　名	住　　所

要領様式第５号

当初認可申請時承諾書

私は、地方自治法第２６０条の２第２項に規定する、地縁による団体の認可申請にあたり、　　年　　月　　日開催の総会の議決に従い、本件申請に関する＿＿＿＿＿＿＿＿の代表者となることを承諾いたします。

年　　月　　日

氏　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
(自署)

住　所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

要領様式第６号

代表者の職務執行停止の有無、職務代行者選任の有無

地縁による団体の名称

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者名

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

１　裁判所による代表者の職務執行停止の有無

（１）　有
（２）　無

２　裁判所による代表者の職務代行者選任の有無

（１）　有　　職務代行者選任有りの場合

職務代行者　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（２）　無

※　裁判所による代表者の職務執行の停止並びに職務代行者選任は、裁判所において民事保全法第２４条（仮処分の方法）により、仮処分命令の申立ての目的を達するために行う処分です。該当のない団体は，「無」の番号に○印をしてください。

要領様式第７号

代理人の有無

地縁による団体の名称

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者名

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

１　代理人の有無

（１）　有　　代理人有りの場合

代理人　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（２）　無

「代理人」は、地方自治法第２６０条の８の代理人及び第２６０条の１０の特別代理人をいいます。

該当のない団体は、「無」の番号に○印をしてください。

参考：地方自治法の規定

・第２６０条の８　認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

・第２６０条の１０　認可地縁団体と代表者の利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

要領様式第８号

区域内の人口及び世帯数

地縁による団体の名称

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者名

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

１．　人　　口　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　人

２．　世　帯　数　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　世帯

３．　作　成　日　　年　　月　　日

要領様式第１３号

証明書交付請求書

年　　月　　日

(宛先)佐倉市長

請求者　氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２６０条の２第１２項並びに同法施行規則第２１条第１項の規定により、下記の団体に関する告示された事項の証明書の交付を請求いたします。

記

１．請求に係わる地縁による団体の名称と事務所の所在地

団　体　の　名　称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事 務 所 の 所 在 地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２．証明書部数　　部

３．使い途　　登　記　・　その他

４．住所の表示　　表　示　・　非　表　示

要領様式第１５号

年　　月　　日

（宛先）佐倉市長

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名　称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者の氏名及び住所

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

告示事項変更届出書

下記事項について変更があったので、地方自治法第２６０条の２第１１項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

１　変更があった事項及びその内容

２　変更の年月日

３　変更の理由

要領様式第１５号の２

代 表 者 変 更 （ 再 任 ） 時 承 諾 書

私は、　　年　　月　　日開催の総会の議決に従い、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２６０条の２に規定する地縁による団体　　の代表者となることを承諾いたします。

年　　月　　日

氏名
（自署）

住所

要領様式第１７号

年　　月　　日

（宛先）佐倉市長

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名　称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者の氏名及び住所

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

規　約　変　更　認　可　申　請　書

地方自治法第２６０条の３第２項に規定する規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

（別添書類）

１　規約の変更の内容及び理由を記載した書類

２　規約変更を総会で議決したことを証する書類

要領様式第２１号

年　　月　　日

（宛先）佐倉市長

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名　称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者の氏名及び住所

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

認可地縁団体解散届出書

年　　月　　日認可を受けた本地縁団体は、地方自治法第２６０条の２０の規定により解散したので、解散したことを証する書類を添えて届け出ます。

１　解散の事由

２　解散の年月日

３　清算人の氏名及び住所

氏　名

住　所

４　添付書類

解散を総会で議決したことを証する書類

要領様式第２１号の２

年　　月　　日

（宛先）佐倉市長

地縁による団体の名称及び事務所の所在地
名　称
所在地

清算人の氏名及び住所
氏　名
住　所

残余財産処分認可申請書

年　　月　　日に解散の届出をした、本地縁団体は、地方自治法第２６０条の３１第２項の規定により、残余財産の処分について認可を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

１　財産目録

２　残余財産処分方法書

３　残余財産の帰属者の同意書

４　添付書類
残余財産の処分について総会で議決したことを証する書類

要領様式第２１号の３

財産目録

認可地縁団体の名称

年　　月　　日現在

１　不動産

所有権を有する不動産

（１）建物

名　　称	延床面積	所　在　地	評　価　額

（２）土地

地　　目	面　　積	所　在　地	評　価　額

２　その他の財産

要領様式第２１号の４

残余財産処分方法書

残余財産の種別	評　価　額	処　分　の　方　法	理　　由
合　計			

要領様式第２１号の５

同　意　書

認可地縁団体　　から、地方自治法第２６０条の３１第２項の規定により処分される残余財産を、譲り受けることに同意します。

【残余財産の内容】

年　　月　　日

帰属先団体の名称及び所在地

名　称

所在地

帰属先団体代表者の氏名及び住所

住　所

氏　名

要領様式第２２号

年　　月　　日

（宛先）佐倉市長

地縁による団体の名称及び事務所の所在地
名　称
所在地

清算人の氏名及び住所
氏　名
住　所

認可地縁団体清算結了届出書

年　　月　　日解散した本地縁団体は、清算が結了したので、地方自治法第２６０条の３３の規定に基づき、清算が結了したことを証する書類を添えて届け出ます。

１　清算の理由

２　清算結了年月日

要領様式第２３号

年　　月　　日

（宛先）佐倉市長

認可地縁団体甲
合併しようとする認可地縁団体の
名称及び主たる事務所の所在地
名　称
所在地
代表者の氏名及び住所
氏　名
住　所
認可地縁団体乙
合併しようとする認可地縁団体の
名称及び主たる事務所の所在地
名　称
所在地
代表者の氏名及び住所
氏　名
住　所

認　可　申　請　書

地方自治法第２６０条の３９第３項の規定により、合併の認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

○合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立する認可地縁団体（以下「合併後の認可地縁団体」という。）に関する事項

・合併後の認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地
名　称
所在地
・合併後の認可地縁団体の代表者の氏名及び住所
氏　名
住　所
・合併により消滅する認可地縁団体の名称
名　称

（別添書類）

1　合併後の認可地縁団体の規約
2　地方自治法第２６０条の３９第３項の認可を申請することについて合併しようとする各認可地縁団体の総会で議決したことを証する書類
3　合併後の認可地縁団体の構成員の名簿
4　良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を 行うことを目的とし、合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に行っていることを記載した書類
5　合併しようとする各認可地縁団体の規約
6　申請者が合併しようとする各認可地縁団体の代表者であることを証する書類

要領様式第２６号

年　　月　　日

（宛先）佐倉市長

認可地縁団体甲
合併しようとする認可地縁団体の
名称及び主たる事務所の所在地
名　称
所在地
代表者の氏名及び住所
氏　名
住　所
認可地縁団体乙
合併しようとする認可地縁団体の
名称及び主たる事務所の所在地
名　称
所在地
代表者の氏名及び住所
氏　名
住　所

合併に係る債権者保護手続終了届出書

地方自治法第２６０条の４０並びに第２６０条の４１第１項及び第２項の規定による手続が終了したので、同条第３項の規定により、別添書類を添えて届け出ます。

（別添書類）

・　地方自治法第２６０条の４０第２項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、同法第２６０条の４１第２項の規定によりその債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書類

印鑑条例施行規則様式第１号

認 可 地 縁 団 体 印 鑑 登 録 申 請 書

（宛先）佐倉市長

年　　月　　日

<table>
<tr><td rowspan="4">登録しようとする
認可地縁団体印鑑

</td><td colspan="2">認 可 地 縁 団 体 の 名 称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">認可地縁団体の事務所の所在地</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>（資格）
氏名</td><td>（　　）
㊞</td><td>生年
月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>住所</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。

申請者　１ 本　人

２ 代理人　　代理人の住所

〃　　氏名

（注意事項）

１　この申請は、本人が自ら手続してください。代理人（市が代理人の氏名及び住所を告示した者に限る。）によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。

２　登録しようとする認可地縁団体印鑑を併せて提出してください。

３　「（資格）氏名」欄の（　）には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

４　「（資格）氏名」欄の氏名の次には、当市において登録されている代表者等の個人の印鑑を押印してください。

５　「申請者」欄は、該当する番号を○で囲んでください。申請者が代理人の場合は、代理人の住所及び氏名を記載してください。

６　上記４を証する書類として、印鑑登録証明書１通を添付してください。

印鑑条例施行規則様式第３号

認 可 地 縁 団 体 印 鑑 登 録 証 明 書 交 付 申 請 書

（宛先）佐倉市長

年　　月　　日

<table>
<tr><td rowspan="4">登録されている
認可地縁団体印鑑

</td><td colspan="2">認 可 地 縁 団 体 の 名 称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">認可地縁団体の事務所の所在地</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>（資格）
氏名</td><td>（　　）</td><td>生年
月日</td><td>年　月　日</td></tr>
</table>

上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書　　枚の交付を申請いたします。

申請者　１　本　人　　住所

２　代理人　　氏名

（注意事項）

１　この申請は、本人が自ら手続してください。代理人（市が代理人の氏名及び住所を告示した者に限る。）によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。

２　「（資格）氏名」欄の（　）には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

３　「申請者」欄は、該当する番号を○で囲んでください。申請者が本人又は代理人のいずれの場合も住所及び氏名を記載してください。

４　申請に当たっては、登録されている認可地縁団体印鑑を所定の箇所に鮮明に押印してください。

印鑑条例施行規則様式第５号

認 可 地 縁 団 体 印 鑑 登 録 廃 止 申 請 書

(宛先)佐倉市長

年　　月　　日

<table>
<tr><td rowspan="4">廃止しようとする
認可地縁団体印鑑

</td><td colspan="2">認 可 地 縁 団 体 の 名 称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">認可地縁団体の事務所の所在地</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>(資格)
氏名</td><td>(　　)

㊞
(亡失の場合のみ押印)</td><td>生年
月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>廃止する理由</td><td colspan="4">１　亡失　　２　改印　　３その他</td></tr>
<tr><td colspan="5">上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録の廃止をします。
申請者　１　本　人　　住所
２　代理人　　氏名</td></tr>
</table>

(注意事項)

１　この申請は、本人が自ら手続してください。代理人（市が代理人の氏名及び住所を告示した者に限る。）によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。

２　「(資格) 氏名」欄の（　）には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

３　「廃止する理由」欄は、該当する番号を○で囲んでください。

４　登録している認可地縁団体印鑑を亡失された場合は、当市において登録されている代表者等の個人の印を「(資格) 氏名」欄に押印してください。

５　「申請者」欄は、該当する番号を○で囲んでください。申請者が本人又は代理人のいずれの場合も住所及び氏名を記載してください。

６　上記４を証する書類として、印鑑登録証明書１通を添付してください。

登記特例要領様式第１号

年　　月　　日

（宛先）　佐倉市長

認可地縁団体の名称及び事務所の所在地
名　称
所在地

代表者の氏名及び住所
氏　名
住　所

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第２６０条の４６第１項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

記

○　申請不動産に関する事項

・建物

名　　称	延　床　面　積	所　　在　　地

・土地

地　　目	面　　積	所　　在　　地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称
住　　所

（別添書類）

１　申請不動産の登記事項証明書

２　申請不動産に関し、地方自治法２６０条の４６第１項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類

３　申請者が代表者であることを証する書類

４　地方自治法第２６０条の４６第１項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

登記特例要領様式第２号

年　　月　　日

（宛先）佐倉市長

異議を述べる者の氏名及び住所
氏　名
住　所

申請不動産の登記移転等に係る異議申出書

地方自治法第２６０条の４６第２項の規定による公告に基づき、当該公告を求める申請を行った認可地縁団体が申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて、下記のとおり異議を述べる旨、申し出ます。

記

１　公告に関する事項

（１）申請を行った認可地縁団体の名称

（２）申請不動産に関する事項

・建物

名　　称	延　床　面　積	所　　在　　地

・土地

地　　目	面　　積	所　　在　　地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称
住　　所

（３）公告期間

２　異議を述べる登記関係者等の別

□　申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人

□　申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人

□　申請不動産の所有権を有することを疎明する者

３　異議の内容（異議を述べる理由等）

（別添書類）

□　申請不動産の登記事項証明書

□　住民票の写し

□　その他の市町村長が必要と認める書類（　　）

（注）この異議申出書に記載された事項については、その後の当事者間での協議等を円滑にするため認可地縁団体に通知されます。

Ⅷ. 参考法令

地方自治法（法）・地方自治法施行規則（省令）

法第260条の2（地縁団体の認可及び認可地縁団体の権利義務）

1　町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

2　前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。

⑴　その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。

⑵　その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

⑶　その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

⑷　規約を定めていること。

省令第18条（地縁団体の認可申請）

1　地方自治法第260条の2第2項に規定する申請は、同条第1項に規定する地縁による団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該地縁による団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

⑴　規約

⑵　認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類

⑶　構成員の名簿

⑷　その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類

⑸　申請者が代表者であることを証する書類

2　前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

3　規約には、次に掲げる事項が定められていなければならない。
⑴ 目的
⑵ 名称
⑶ 区域
⑷ 主たる事務所の所在地
⑸ 構成員の資格に関する事項
⑹ 代表者に関する事項
⑺ 会議に関する事項
⑻ 資産に関する事項

4　第2項第2号の区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならない。

5　市町村長は、地縁による団体が第2項各号に掲げる要件に該当していると認められるときは、第1項の認可をしなければならない。

6　第1項の認可は、当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。

7　第1項の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。

8　認可地縁団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

9　認可地縁団体は、特定の政党のために利用してはならない。

１０　市町村長は、第一項の認可をしたときは、総務省令で定めるところにより、これを告示しなければならない。告示した事項に変更があったときも、また同様とする。

省令第19条（地縁団体の告示）

地方自治法第260条の2第10項（土地改良法（昭和24年法律第195号）第76条の13第4項及び森林組合法（昭和53年法律第36号）第100条の22第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する告示は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号の場合に該当する旨を明示した上で当該各号に定める事項について行うものとする。

⑴　地方自治法第260条の2第1項の認可を行った場合

①　名称
②　規約に定める目的
③　区域
④　主たる事務所の所在地（⑤、⑥、⑦の住所と同一の場合は非表示と記載）
⑤　代表者の氏名及び住所（※１）
⑥　裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）（※１）
⑦　代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）（※１）
⑧　規約に解散の事由を定めたときは、その事由
⑨　認可年月日

⑵　土地改良法第76条の13第3項の通知があつた場合

①　名称
②　規約に定める目的
③　区域
④　主たる事務所の所在地（代表者の住所と同一の場合は非表示と記載）
代表者の氏名及び住所（※１）
⑤　裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）（※１）
⑥　代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）（※１）
⑦　規約に解散の事由を定めたときは、その事由
⑧　土地改良法第七十六条の十二第二項第五号の日又は同法第七十六条の十三第一項の認可を受けた日のいずれか遅い日

⑶　森林組合法第100条の22第3項の通知があつた場合

①　名称
②　規約に定める目的
③　区域

④　主たる事務所の所在地（代表者の住所と同一の場合は非表示と記載）
⑤　代表者の氏名及び住所（※１）
⑥　裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）（※１）
⑦　代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）（※１）
⑧　規約に解散の事由を定めたときは、その事由
⑨　森林組合法第百条の二十第二項第七号の日又は同法第百条の二十二第一項の認可を受けた日のいずれか遅い日

⑷　解散した場合（破産及び合併による場合を除く。）
①　名称
②　区域
③　主たる事務所の所在地（※代表者の住所と同一の場合は非表示と記載）
④　清算人の氏名
⑤　解散事由
⑥　解散年月日

⑸　清算結了の場合
①　名称
②　区域
③　主たる事務所の所在地（※代表者の住所と同一の場合は非表示と記載）
④　清算人の氏名
⑤　清算結了年月日

⑹　(4)、(5)の場合並びに破産及び合併による場合を除くほか、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があった場合告示した事項のうち変更があった事項に係る地方自治法施行規則第18条の３第1項各号（同条第2項又は第3項により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）に掲げる事項

２　前項の告示は、遅滞なく行わなければならない。

※１　告示の際に住所を非表示と記載する

１１　認可地縁団体は、前項の規定に基づいて告示された事項に変更があったときは、総務省令で定めるところにより、市町村長に届け出なければならない。

省令第20条（認可地縁団体の告示事項に変更があった場合）

１　地方自治法第260条の2第11項に規定する届出は、認可地縁団体の代表者が、届出書に告示された事項に変更があった旨を証する書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

２　前項の届出書の様式は、別記のとおりとする。

3　地方自治法第260条の2第11項の規定による届出を受けた市町村長は、当該届出に係る事項について、第18条の3第1項の台帳に記載するものとする。この場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項についても当該台帳に記載するものとする。

①　名称に変更があった場合、名称の変更に伴う規約変更の認可年月日

②　主たる事務所の所在地に変更があった場合。

イ　規約変更の認可を要するときは、当該事務所の所在地の変更に伴う規約変更の認可年月日

ロ　規約変更の認可を要さないときは、当該事務所の移転年月日

ハ　行政区画の変更又は住居表示の実施によるときは、その変更年月日又は実施年月日

③　代表者、職務代行者、代理人又は清算人に変更があった場合

イ　変更の原因

ロ　当該原因が発生した年月日

④　規約に定める目的を変更した場合　目的の変更に伴う規約変更の認可年月日

⑤　区域を変更した場合　区域の変更に伴う規約変更の認可年月日

１２　何人も、市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第10 項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求をしようとする者は、郵便又は信書便により、当該証明書の送付を求めることができる。

省令第21条（地縁団体の告示事項に関する証明書の交付請求）

1　地方自治法第260条の2第12項に規定する請求は、請求者の氏名及び住所、請求に係る団体の名称及び事務所の所在地を記載した証明書交付請求書を市町村長に提出することにより行うものとする。

2　市町村長は、前項の請求があったときは、末尾に原本と相違ない旨を記載した第18条の3第1項の台帳の写しを交付しなければならない。この場合において、当該台帳に次に掲げる事項が記載されているときは、当該事項を表示しない措置を講じるものとする。

①　代表者又は代表者であった者の住所

②　裁判所により選任された職務代行者又は職務代行者であった者の住所

③　代表者の代理人又は代理人であった者の住所

④　清算人又は清算人であった者の住所

⑤　主たる事務所の所在地（前各号に掲げる者の住所と同一の場合に限る。）

3　前項後段の規定にかかわらず、前項各号に掲げる者が地方自治法第260条の2第12項の規定による請求者であって、当該者の住所を表示することを希望する旨申

し出た場合その他市町村長が必要と認める場合には、市町村長は、住所を表示することが適当でないと認める場合を除き、当該者の住所を表示して交付することができる。

１３　認可地縁団体は、第10項の告示があるまでは、認可地縁団体となったこと及び同項の規定に基づいて告示された事項をもって第三者に対抗することができない。

１４　市町村長は、認可地縁団体が第2項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなったとき、又は不正な手段により第1項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。

１５　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第4条及び第78条の規定は、認可地縁団体に準用する。

１６　認可地縁団体は、法人税法（昭和40年法律第34号）その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第2条第6号に規定する公益法人等とみなす。（以下略）

１７　認可地縁団体は、消費税法（昭和63年法律第108号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第3に掲げる法人とみなす。

法第260条の3（認可地縁団体の規約の変更）

１　認可地縁団体の規約は、総構成員の４分の３以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

２　前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

省令第22条(規約変更の認可申請)

1　地方自治法第260条の3第2項の規定による規約の変更の認可の申請は、申請書に、規約変更の内容及び理由を記載した書類並びに当該規約変更を総会で議決したことを証する書類を添付して行わなければならない。

2　前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

法第260条の4(財産目録及び構成員名簿の備置き等)

1　認可地縁団体は、認可を受ける時及び毎年1月から3月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、認可を受ける時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。

2　認可地縁団体は、構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

法第260条の5(認可地縁団体の代表者の定め及び数)

認可地縁団体には、1人の代表者を置かなければならない。

法第260条の6(代表者の代表権の範囲)

認可地縁団体の代表者は、認可地縁団体のすべての事務について、認可地縁団体を代表する。ただし、規約の規定に反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。

法第260条の7(代表者の代表権に加えた制限の対抗力)

認可地縁団体の代表者の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

法第260条の8(代表者が行為の代理を委任できる場合)

認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

法第260条の9(裁判所による仮代表者の選任)

認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。

法第260条の10（利益相反事項の裁判所による特別代理人の選任）

認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

法第260条の11（認可地縁団体の監事の定め及び数）

認可地縁団体には、規約又は総会の決議で、1人又は数人の監事を置くことができる。

法第260条の12（監事の職務）

認可地縁団体の監事の職務は、次のとおりとする。

⑴　財産の状況を監査すること。

⑵　代表者の業務の執行の状況を監査すること。

⑶　財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは規約に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会に報告をすること。

⑷　前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

法第260条の13（認可地縁団体の通常総会）

認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年１回、構成員の通常総会を開かなければならない。

法第260条の14（認可地縁団体の臨時総会）

１　認可地縁団体の代表者は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

２　総構成員の５分の１以上から会議の目的である事項を示して請求があったときは、認可地縁団体の代表者は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総構成員の５分の１の割合については、規約でこれと異なる割合を定めることができる。

法第260条の15（総会の招集通知）

認可地縁団体の総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも５日前に、その会議の目的である事項を示し、規約で定めた方法に従ってしなければならない。

法第260条の16（総会の決議を要する事務）

認可地縁団体の事務は、規約で代表者その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によって行う。

法260条の17（総会の決議事項）

認可地縁団体の総会においては、第260条の15の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

法第260条の18（総会における構成員の表決権）

1　認可地縁団体の各構成員の表決権は、平等とする。
2　認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、書面で、又は代理人によって表決をすることができる。
3　前項の構成員は、規約又は総会の決議により、同項の規定による書面による表決に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって総務省令で定めるものをいう。第260条の19の2において同じ。）により表決をすることができる。
4　前３項の規定は、規約に別段の定めがある場合には、適用しない。

省令第22条の2（電磁的方法）

1　地方自治法第260条の18第3項に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。
⑴ 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
イ　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
ロ　送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法
⑵　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
2　前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

法第260条の19（構成員が表決権を有しない場合）

認可地縁団体と特定の構成員との関係について議決をする場合には、その構成員は、表決権を有しない。

法第260条の19の2（総会の決議方法）

1　この法律は又は規約により総会において決議をすべき場合において、構成員全員の承諾があるときは、書面は又は電磁的方法による議決をすることができる。ただし、電磁的方法による議決に係る構成員の承諾については、総務省令で定めるところによらなければならない。

省令第22条の2の2（電磁的方法による決議に係る構成員の承諾）

1　認可地縁団体の代表者は、地方自治法第260条の19の2第1項の規定により電磁的方法による決議をしようとするときは、あらかじめ、構成員に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2　前項の電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

⑴　前条第1項各号に規定する電磁的方法のうち、送信者が使用するもの

⑵　ファイルへの記録方式

3　第1項の規定による承諾を得た認可地縁団体の代表者は、構成員の全部又は一部から書面又は電磁的方法により電磁的方法による決議を拒む旨の申出があったときは、地方自治法第260条19の2第1項に規定する決議を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該申出をしたすべての構成員が再び第1項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

2　この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項については、構成員全員の書面又は電磁的方法による合意があったときは、書面又は電磁的方法による決議があったものとみなす。

3　この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項についての書面又は電磁的方法による決議は、総会の決議と同一の効力を有する。

4　総会に関する規定は、書面又は電磁的方法よる決議について準用する。

法第260条の20（認可地縁団体の解散事由）

認可地縁団体は、次に掲げる事由によって解散する。
⑴　規約で定めた解散事由の発生
⑵　破産手続開始の決定
⑶　第260条の2第14項の規定による同条第１項の認可の取消し
⑷　総会の決議
⑸　構成員が欠けたこと
⑹　合併（合併により当該認可地縁団体が消滅する場合に限る。）

法第260条の21（解散決議の要件）

認可地縁団体は、総構成員の４分の３以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

法第260条の22（認可地縁団体についての破産手続の開始）

１　認可地縁団体がその債務につきその財産をもって完済することができなくなった場合には、裁判所は、代表者若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする

２　前項に規定する場合には、代表者は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

法第260条の23（清算中の認可地縁団体の能力）

解散した認可地縁団体は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

法第260条の24（認可地縁団体の清算人）

認可地縁団体が解散したときは、破産手続開始の決定及び合併による解散の場合を除き、代表者がその清算人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は総会において代表者以外の者を選任したときは、この限りでない。

法第260条の25（裁判所による清算人の選任）

前条の規定により清算人となる者がないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

法第260条の26（清算人の解任）

重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、認可地縁団体の清算人を解任することができる。

法第260条の27（清算人の職務及び権限）

1　認可地縁団体の清算人の職務は、次のとおりとする。
⑴　現務の結了
⑵　債権の取立て及び債務の弁済
⑶　残余財産の引渡し

2　清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

法第260条の28（債権の申出の催告等）

1　認可地縁団体の清算人は、その就職後遅滞なく、公告をもって、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、2月を下ることができない。

2　前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。

3　認可地縁団体の清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4　第1項の公告は、官報に掲載してする。

法第260条の29（申出期間経過後の債権の申出）

前条第１項の期間の経過後に申出をした債権者は、認可地縁団体の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

法第260条の30（清算中の認可地縁団体についての破産手続の開始）

1　清算中に認可地縁団体の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2　清算人は、清算中の認可地縁団体が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

3　前項に規定する場合において、清算中の認可地縁団体が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4　第1項の規定による公告は、官報に掲載してする。

法第260条の31（解散後の財産の帰属及び処分）

1　解散した認可地縁団体の財産は、破産手続開始の決定及び合併による解散の場合を除き、規約で指定した者に帰属する。

2　規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかったときは、代表者は、市町村長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければならない。

3　前２項の規定により処分されない財産は、市町村に帰属する。

法第260条の32（裁判所による監督）

1　認可地縁団体の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2　裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

法第260条の33（清算完了の届出）

認可地縁団体の清算が結了したときは、清算人は、その旨を市町村長に届け出なければならない。

法第260条の34（仮代表者の選任等に関する事件の管轄裁判所）

認可地縁団体に係る次に掲げる事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

⑴　仮代表者又は特別代理人の選任に関する事件

⑵　解散及び清算の監督に関する事件

⑶　清算人に関する事件

法第260条の35（不服申立ての制限）

認可地縁団体の清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

法第260条の36（裁判所が選任した清算人の報酬）

裁判所は、第260条の25の規定により清算人を選任した場合には、認可地縁団体が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人（監事を置く認可地縁団体にあっては、当該清算人及び監事）の陳述を聴かなければならない。

法第260条の37（検査役の選任）

1　裁判所は、認可地縁団体の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2　前2条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第260条の36 中「清算人（監事を置く認可地縁団体にあっては、当該清算人及び監事）」とあるのは、「認可地縁団体及び検査役」と読み替えるものとする。

法第260条の38（認可地縁団体の合併）

認可地縁団体は、同一市町村内の他の認可地縁団体と合併することができる。

法第260条の39（合併の認可）

1　認可地縁団体が合併しようとするときは、総会の決議を経なければならない。

２　前項の決議は、総構成員の４分の３以上の多数をもってしなければならない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

３　合併は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

４　第260条の2第2項及び第5項の規定は、前項の認可について準用する。この場合において、同条第2項第1号中「現にその活動を」とあるのは、「合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に」と読み替えるものとする。

省令第18条の2（認可地縁団体合併の認可申請）

１　地方自治法第260条の39第4項において準用する同法第260条の2第2項に規定する申請は、合併しようとする各認可地縁団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該各認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

⑴　合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立する認可地縁団体（以下「合併後の認可地縁団体」という。）の規約

⑵ 地方自治法第260条の39第3項の認可を申請することについて合併しようとする各認可地縁団体の総会で議決したことを証する書類

⑶　合併後の認可地縁団体の構成員の名簿

⑷　その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に行っていることを記載した書類

⑸　合併しようとする各認可地縁団体の規約

⑹　申請者が合併しようとする各認可地縁団体の代表者であることを証する書類

２　前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

法第260条の40（合併の不服申立て）

１　認可地縁団体は、前条第3項の認可があったときは、その認可の通知のあった日から２週間以内に、財産目録を作成し、次項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、これをその主たる事務所に備え置かなければならない。

２　認可地縁団体は、前条第3項の認可があったときは、その認可の通知のあった日から２週間以内に、その債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。この場合において、その期間は、２月を下ることができない。

法第260条の41（合併の承認と合併に係る債権者保護手続）

１　債権者が前条第2項の期間内に異議を述べなかったときは、合併を承認したものとみなす。

２　債権者が異議を述べたときは、認可地縁団体は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

３　合併しようとする各認可地縁団体は、前条及び前2項の規定による手続きが終了した場合には、総務省令で定めるところにより、共同で、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならない。

省令第第22条の2の3(合併の不服申立ての届出)

１　地方自治法第260条の41第3項の規定による届出は、届出書に同法第260条の40第2項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、同法第260条の41第2項の規定によりその債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書類を添えて行うものとする。

２　前項の届出書の様式は、別記のとおりとする。

法第260条の42（認可地縁団体設立の事務）

合併により認可地縁団体を設立する場合には、規約の作成その他認可地縁団体の設立に関する事務は、各認可地縁団体において選任した者が共同して行わなければならない。

法第260条の43（消滅団体の権利事務の承継）

合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体は、合併により消滅した認可地縁団体の一切の権利義務（当該認可地縁団体がその行う活動に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を継承する。

法第260条の44（合併の告示）

1　市町村長は、第260条の41第3項の規定による届出があったときは、当該届出に係る合併について第260条の39第3項の認可をした旨その他総務省令で定める事項を告示しなければならない。

省令第22条の2の４（合併について総務省令で定める事項）

1　地方自治法第 260 条の 44 第 1 項に規定する総務省令で定める事項は、第 18 条の 3 第 1 項の台帳に記載した事項のうち同条第 6 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項、同項第 4 号の事項（同項第 5 号から第 7 号までに掲げる住所と同一の場合は、その住所を除く。）、同項第 5 号から第 7 号までに掲げる事項（住所を除く。）及び同項第 8 号から第 11 号までに掲げる事項とする。

⑴　合併後の認可地縁団体の名称

⑵　合併後の認可地縁団体の規約に定める目的

⑶　合併後の認可地縁団体の区域

⑷　合併後の認可地縁団体の主たる事務所の所在地

⑸　合併後の認可地縁団体の代表者の氏名及び住所

⑹　合併後の認可地縁団体の裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）

⑺　合併後の認可地縁団体の代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）

⑻　合併後の認可地縁団体の規約に解散の事由を定めたときは、その事由

⑼　地方自治法第260条の39第3項の認可の年月日

⑽　合併前の各認可地縁団体の名称

⑾　合併により消滅する認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所の所在地

2　認可地縁団体の合併は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

3　合併により設立した団体は、第1項の規定による告示の日において認可地縁団体となったものみなす。

4　第1項の規定により告示した事項は、第260条の2第10項の規定により告示した事項とみなす。この場合において、合併後存続する認可地縁団体に係る同項の規定による従前の告示は、その効力を失う。

5　第260条の4第1項の規定は、第1項の規定による告示があった場合について準用する。

法第260条の45（認可の取消）

1　市町村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第260条の39第3項の認可を取り消すことができる。

⑴　第260条の39第3項の認可をした日から6月を経過しても第260条の41第3項の規定による届出がないとき。

⑵　認可地縁団体が不正な手段により第260条の39第3項の認可をうけたとき。

2　前条第1項の規定による告示後に前項（第2号に係る部分に限る。）の規定により第260条の39第3項の認可が取り消されたときは、当該認可に係る合併をした認可地縁団体は、当該合併の効力が生じた日後に合併後存続した認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体が負担した債務について、連帯して弁済する責任を負う。

3　前項に規定する場合には、当該合併の効力が生じた日後に合併存続した認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体が取得した財産は、当該合併をした認可地縁団体の共有に属する。

4　前2項に規定する場合には、各認可地縁団体の第2項の債務の負担部分及び前項の財産共有持分は、各認可地縁団体の協議によって定める。

法第260条の46（認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例）

1　認可地縁団体が所有する不動産であって表題部所有者（不動産登記法（平成16年法律第123号）第2条第10号に規定する表題部所有者をいう。以下この項において同じ。）又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であるもの（当該認可地縁団体によって、10年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占有されているものに限る。）について、当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人（以下この条において「登記関係者」という。）の全部又は一部の所在が知れない場合において、当該認可地縁団体が当該認可地縁団体を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をしようとするときは、当該認可地縁団体は、総務省令で定めるところにより、当該不動産に係る次項の公告を求める旨を市町村長に申請することができる。この場合において、当該申請を行う認可地縁団体は、次の各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料を添付しなければならない。

⑴　当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。

⑵　当該認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占有していること。

⑶　当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること。

⑷　当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。

省令第22条の2の5（登記関係者の所在が知れない場合の公告の申請）

1　地方自治法第260条の46第1項に規定する申請は、認可地縁団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

⑴　所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産（以下「申請不動産」という。）の登記事項証明書

⑵　申請不動産に関し、地方自治法第260条の46第1項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類

⑶　申請者が代表者であることを証する書類

⑷　地方自治法第260条の46第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

2　前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

2　市長村長は、前項の申請を受けた場合において、当該申請を相当と認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該申請を行った認可地縁団体が同項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある当該不動産の登記関係者又は当該不動産の所有権を有することを疎明する者（次項から第5項までにおいて「登記関係者等」という。）は、当該市町村長に対し異議を述べるべき旨を公告するものとする。この場合において、公告の期間は、3月を下ってはならない。

省令第22条の3（公告事項）

1　地方自治法第260条の46第2項に規定する公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

⑴　地方自治法第260条の46第1項の申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

⑵　前条第2項に規定する申請書の様式に記載された申請不動産に関する事項

⑶　申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議を述べることができる者の範囲は、申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者（以下「登記関係者等」という。）である旨

（4）異議を述べることができる期間及び方法に関する事項

2　前項の公告に係る登記関係者等が異議を述べようとするときは、異議を述べる旨及びその内容を記載した申出書に申請不動産の登記事項証書、住民票の写しその他の市町村長が必要と認める書類を添えて行うものとする。

3　前項の申出書の様式は、別記のとおりとする。

3　前項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べなかったときは、第1項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて当該公告に係る登記関係者の承諾があったものとみなす。

4　市長村長は、前項の規定により第1項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて登記関係者の承諾があったものとみなされた場合には、総務省令で定めるところにより、当該市町村長が第2項の規定による公告をしたこと及び登記関係者等が同項の期間内に異議を述べなかったことを証する情報を第1項の規定により申請を行った認可地縁団体に提供するものとする。

省令第22条の4（公告に係る情報提供）

1　地方自治法第260条の46第4項に規定する証する情報の提供は、前条第1項第2号に掲げる申請不動産に関する事項その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。

2　前項の書面の様式は、別記のとおりとする。

5　第２項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べたときは、市長村長は、総務省令で定めるところにより、その旨及びその内容を第１項の規定により申請を行った認可地縁団体に通知するものとする。

省令第22条の5（公告に係る通知）

1　地方自治法第260条の46第5項に規定する通知は、第22条の3第2項の規定による異議の内容その他必要な事項を記載した通知書により行うものとする。

2　前項の通知書の様式は、別記のとおりとする。

法260条の47（不動産登記申請の特例）

1　不動産登記法第74条第1項の規定にかかわらず、前条第4項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報（同法第18条に規定する申請情報をいう。次項において同じ。）と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体が当該証する情報に係る前条第1項に規定する不動産の所有権の保存の登記を申請することができる。

2　不動産登記法第60条の規定にかかわらず、前条第4項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体のみで当該証する情報に係る同条第1項に規定する不動産の所有権の移転の登記を申請することができる。

法260条の48（過料）

次の各号のいずれかに該当する場合には、認可地縁団体の代表者又は清算人は、非訟事件手続法（平成23年法律第51号）により、50万円以下の過料に処する。

⑴　第260条の22第2項又は第260条の30第1項の規定による破産手続開始の申立てを怠ったとき。

⑵　第260条の28第1項又は第260条の30第1項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

⑶　第260条の40第1項の規定に違反して、財産目録を作成せず、若しくは備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

⑷　第260条の40第2項又は第260条の41第2項の規定に違反して合併したとき。